

第 4 章 教 職 員

第 1 節 教 職 員 定 数

平成 20 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。（単位：人）

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学 校	平成 20 年度 計	平成 19 年度 定 数	前年度増減	備 考
校 長 教 諭 講 師	専 任	20,879	11,362	7,543	2,819	42,603	41,728	875	
	再 任 用	81	20	82	4	187	156	31	
	非 常 勤	313	409	292	50	1,064	1,167	▲ 103	
	計	21,273	11,791	7,917	2,873	43,854	43,051	803	
養 護 教 諭	専 任	1,058	450	245	60	1,813	1,815	▲ 2	
	再 任 用	0	2	4	0	6	3	3	
	非 常 勤	—	—	1	—	1	1	0	
	計	1,058	452	250	60	1,820	1,819	1	
栄 養 教 諭	専 任	49	14	—	4	67	10	57	
	再 任 用	0	0	—	0	0	0	0	
	非 常 勤	—	—	—	—	0	0	0	
	計	49	14	0	4	67	10	57	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任	—	—	—	87	87	87	0	
	再 任 用	—	—	—	0	0	0	0	
	計	—	—	—	87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,053	499	635	135	2,322	2,375	▲ 53	
	再 任 用	1	0	—	—	1	2	▲ 1	
	計	1,054	499	635	135	2,323	2,377	▲ 54	
実 習 手 助	専 任	—	—	514	56	570	576	▲ 6	
	再 任 用	—	—	12	0	12	10	2	
	計	—	—	526	56	582	586	▲ 4	
用 務 員	専 任	—	—	251	38	289	298	▲ 9	
	嘱 託 員	—	—	83	9	92	86	6	
	計	—	—	334	47	381	384	▲ 3	
栄 養 職 員		278	74	6	24	382	435	▲ 53	
技 術 職 員	ボ イ ラ ー マ ン	—	—	—	6	6	6	0	
	調 理 員 (専 任)	—	—	52	60	112	121	▲ 9	
	調 理 員 (再 任 用)	—	—	1	0	1	1	0	
	調 理 員 (嘱 託 員)	—	—	4	15	19	19	0	
	介 護 員 (専 任)	—	—	—	133	133	134	▲ 1	
	介 護 員 (再 任 用)	—	—	—	4	4	4	0	
	介 護 員 (嘱 託 員)	—	—	—	46	46	41	5	
	船 員	—	—	13	—	13	13	0	
計	—	—	70	264	334	339	▲ 5		
合 計	専 任	23,317	12,399	9,259	3,422	48,397	47,598	799	
	再 任 用	82	22	99	8	211	176	35	
	非 常 勤・嘱 託 員	313	409	380	120	1,222	1,314	▲ 92	
	計	23,712	12,830	9,738	3,550	49,830	49,088	742	

第 2 節 教 職 員 の 人 事

1 教職員の人 事

平成 21 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

(1) 人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2) 異動状況

県立学校（特別支援学校部主事は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	35	23	281	339
新 任	38	80	373	491
転 任	20	37	912	969
計	93	140	1,566	1,799

中学校（主幹教諭は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	71	10	203	284
新 任	58	92	630	780
転 任	37	23	1,077	1,137
計	166	125	1,910	2,201

小学校（主幹教諭は教頭等に含む。）

（単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	132	67	533	732
新 任	174	196	837	1,207
転 任	53	53	1,856	1,962
計	359	316	3,226	3,901

2 教員採用選考試験

平成 21 年度（平成 20 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1) 期日

ア 第 1 次試験 平成 20 年 7 月 19 日
 イ 第 2 次試験 1 日目 平成 20 年 8 月 19 日
 2 日目 平成 20 年 8 月 20 日

(2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門Ⅰ、教科専門Ⅱ、小論文）、実技試験、クレペリン検査、口述試験

(3) 選考結果

県立学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	183	154	42	43	電 気	49	46	7	7
地 歴	326	264	21	20	建 築	19	18	3	3
公 民	158	132	6	6	土 木	13	12	1	1
数 学	229	199	43	42	農 業	39	35	5	5
理 科	273	231	15	17	情 報	48	46	5	5
保健体育	340	316	18	18	福 祉	35	31	3	3
家 庭	92	79	7	7					
商 業	161	139	11	11	高 校 計	2,258	1,950	240	240
英 語	254	212	40	39	特別支援学校	564	517	120	120
機 械	39	36	13	13	合 計	2,822	2,467	360	360

中学校

（単位：人）

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国 語	304	250	83	83
社 会	519	413	70	70
数 学	268	240	100	101
理 科	235	209	95	95
音 楽	220	195	25	25
美 術	112	96	24	24
保健体育	511	459	60	60
技 術	29	26	10	9
家 庭	83	67	18	18
英 語	495	440	115	115
計	2,776	2,395	600	600

小学校

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
2,496	2,220	810	810

養護教諭

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
555	497	70	68

栄養教諭

（単位：人）

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
111	106	5	5

（注 1）推薦による特別選考試験分を含む。

（注 2）採用者数には、合格者数から辞退者を除き、補欠者からの繰り上げ者を含む。

採用者数 = （合格者数） - （合格辞退者数） + （補欠、繰上者数）

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲戒処分の状況

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	2	0	1	0	3
県立学校	0	0	0	0	0
計	2	0	1	0	3

第 3 節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士 3 人に顧問を委嘱している。平成 20 年度における争訟件数は、次のとおりである。

争 訟 の 係 属 状 況

区 分	平成 20 年度（件数）			
	4/1 現在	増	減	3/31 現在
措置要求	43	60	79	24
不服申立	9	0	4	5
訴 訟	5	4	6	3
計	57	64	89	32

第 4 節 教 職 員 の 免 許

1 免許状授与件数

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教 育 職 員 免 許 状 授 与 件 数

区 分	専修免	1 種 免	2 種 免	特 免	臨 免	計
高 等 学 校	395	4,501	…	1	8	4,905
中 学 校	253	3,050	161	1	1	3,466
小 学 校	72	804	298			1,174
幼 稚 園	9	742	1,822	…		2,573
養 護 教 員	7	248	142	…		397
栄 養 教 員	1	142	44	…	…	187
特 別 支 援 学 校	3	132	64	…		199
自 立 教 科 等	特別支援学校 (視覚障害者)	…				0
	特別支援学校 (聴覚障害者)	…				0
	自 立 活 動	…	1	…	…	1
計	740	9,620	2,531	2	9	12,902

(注 1) 「…」は、免許状授与規定のない箇所である。

(注 2) 「特別支援学校」には、領域追加件数を含む。

第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 20 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講 座 数	延 授 与 単 位 数
教 科 に 関 する 科 目	1	60
教 職 に 関 する 科 目	14	740
養 護 に 関 する 科 目	1	36
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	8	409
計	24	1,245

2 小学校教諭免許状取得研修事業

小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 20 年度の履修結果は、次のとおりである。

実施大学 玉川大学通信教育部（文学部教育学科）

期 間 平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで

人 員 80 人

第 6 節 教 職 員 の 給 与 及 び 退 職 手 当

1 給与改定について

項 目	改 正 内 容
1 給 料	改定しない。
2 期末・勤勉手当	改定しない。
3 地 域 手 当	支給割合を改める。 ・愛知県の区域に在勤する職員の支給割合 10%→6.5% ただし、平成 21 年度は 8%とする。
4 改 定 時 期	平成 21 年 4 月 1 日

2 その他の手当の見直しについて

(1) 義務教育等教員特別手当

支給額を改める。

5,000円～20,200円→3,900円～15,900円

改定時期 平成21年1月1日

(2) 教員特殊業務手当

支給対象業務及び支給額を改める。

・学校管理下で行う緊急業務

非常災害時の保護、防災、復旧

1日（8時間程度） 3,200円→6,400円

甚大災害時 12,800円（新設）

救急業務

1日（8時間程度） 3,000円→6,000円

緊急の補導業務

1日（8時間程度） 1,600円→6,000円

1日（4時間程度） 800円→廃止

・修学旅行等の引率指導業務で泊を伴うもの

1日（8時間程度） 1,800円→3,400円

・対外運動競技等の引率業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの

泊を伴うもの	1日（8時間程度）1,800円	} 1日（8時間程度）3,400円
週休日、休日等に行う場合	1日（8時間程度）1,700円	

週休日、休日等に行う場合 1日（4時間程度）1,200円→廃止

・学校管理下の部活動の指導業務で週休日、休日等に行うもの又は正規の勤務時間以外の時間等において従事した時間が引き続き4時間程度以上のもの

1日（4時間程度） 1,200円→2,400円

1日（8時間程度） 1,600円→廃止

改定時期 平成20年10月1日。ただし、支給区分の廃止については、平成20年12月26日。

3 退職手当

平成20年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (20.4.1～21.3.31)

区分	退職手当	
	支給人員（人）	支給総額（円）
小学校	2,159	27,351,904,649
中学校	996	10,547,117,747
高等学校	725	9,905,795,794
特別支援学校	463	1,768,779,636
計	4,343	49,573,597,826

第 7 節 退職後の年金及び公務災害補償

1 年金

平成 20 年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和 37 年 12 月 1 日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区 分	支給人員（人）	年 金 額（円）
普 通 恩 給	82	153,815,021
扶 助 料	299	471,027,995
普 通 年 金	19	16,719,808
遺 族 年 金	8	5,161,833
計	408	646,724,657

2 公務災害補償

(1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）による損害に対しては、「地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況 （単位：円）（20.4.1～21.3.31）

区 分	療養補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計	
公務災害	義務制学校	37,390,203 (224)	0 (0)	29,347,821 (10)	62,776,272 (13)	2,251,620 (2)	262,896 (1)	71,944,676 (42)	203,973,488 (292)
	非義務制学校等	12,457,426 (57)	0 (0)	3,143,296 (2)	30,847,915 (11)	0 (0)	0 (0)	7,277,584 (15)	53,726,221 (85)
	計	49,847,629 (281)	0 (0)	32,491,117 (12)	93,624,187 (24)	2,251,620 (2)	262,896 (1)	79,222,260 (57)	257,699,709 (377)
通勤災害	義務制学校	10,707,106 (8)	0 (0)	5,476,100 (3)	6,152,100 (3)	0 (0)	0 (0)	2,325,700 (6)	24,661,006 (20)
	非義務制学校等	349,232 (5)	0 (0)	3,129,400 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	625,900 (2)	4,104,532 (9)
	計	11,056,338 (13)	0 (0)	8,605,500 (5)	6,152,100 (3)	0 (0)	0 (0)	2,951,600 (8)	28,765,538 (29)
合計	60,903,967 (294)	0 (0)	41,096,617 (17)	99,776,287 (27)	2,251,620 (2)	262,896 (1)	82,173,860 (65)	286,465,247 (406)	

（注 1）（ ）は補償人員

（注 2）義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、大学、事務局をいう。

(2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 35 号）」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成 20 年度は、該当者 0 人。

(3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により、「国（厚生労働省）」が補償を行うこととされている。

平成20年度は、該当者7人。

第8節 教職員の福利厚生

1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された特殊法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成21年3月末現在の本県における組合員は49,950人である。

なお、当支部における平成20年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

区 分		短期給付		福祉事業		介護納付金	
		掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率
一般組合員	給料	37.00	37.30	1.65	1.65	4.11	4.11
	期末手当等	29.60	29.84	1.32	1.32	3.29	3.29
船員組合員	給料	29.50	52.30	1.65	1.65	4.11	4.11
	期末手当等	23.60	41.84	1.32	1.32	3.29	3.29

(注1) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に0.30、期末手当等に0.24を含む。

平成 20 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
療 養 の 給 付	414,250	4,122,566,936
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,404	29,069,220
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	50	2,077,801
家 族 療 養 の 給 付	352,162	3,224,028,116
家 族 入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	2,800	31,318,326
家 族 訪 問 看 護 療 養 の 給 付	218	8,862,552
高 額 療 養 の 給 付	1,662	199,817,243
療 養 費	26,314	118,502,373
家 族 療 養 費	16,384	84,527,023
高 額 療 養 費	2,434	199,116,505
薬 剤 支 給	253,050	1,370,179,350
移 送 費	0	0
出 産 費	792	278,640,000
家 族 出 産 費	385	135,770,000
埋 葬 料	41	2,050,000
家 族 埋 葬 料	54	2,700,000
計	1,074,000	9,809,225,445

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
傷 病 手 当 金	704	192,063,676
出 産 手 当 金	0	0
休 業 手 当 金	2	315,902
育 児 休 業 手 当 金	8,676	1,278,672,478
介 護 休 業 手 当 金	107	11,870,985
計	9,489	1,482,923,041

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
弔 慰 金	1	560,170
家 族 弔 慰 金	0	0
災 害 見 舞 金	40	17,521,729
計	41	18,081,899

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)	
附 加 給 付	家 族 療 養 費	2,887	112,967,100
	家 族 訪 問 看 護 療 養 費	0	0
	出 産 費	789	39,450,000
	家 族 出 産 費	385	19,250,000
	埋 葬 料	41	1,025,000
	家 族 埋 葬 料	54	1,350,000
	傷 病 手 当 金	61	13,391,887
	災 害 見 舞 金	75	19,301,165
	結 婚 手 当 金	1,047	83,760,000
	入 院 附 加 金	2,439	14,799,500
小 計	7,778	305,294,652	
一 部 負 担 金 払 戻 金	5,714	213,739,000	
計	13,492	519,033,652	

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		追 加 費 用 率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	
給 料	90.2875	92.50	118.5375	120.75	義務教育職員 111.8
期末手当等	72.23	74.00	94.83	96.60	その他の教職員 70.5

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に27.875、期末手当等に22.3含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に0.375、期末手当等に0.3含む。

平成20年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
退職共済年金	1,288	2,302,583,100
障害共済年金	53	67,216,600
遺族共済年金	21	31,657,200
計	1,362	2,401,456,900
退職届書	1,085	

〔備考〕共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の健康管理及び福祉の向上を図るための事業を実施しており、平成20年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック、生活習慣病予防講座、メンタルヘルス相談、健康づくり事業、へき地医薬品券配付、厚生施設等利用補助、介護講座、福利厚生等相談など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成20年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成21年3月末における貸付残高は、件数で11,668件、金額で438億756万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貸付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
一 般 貸 付	434	601,800,000
住 宅 貸 付	177	1,693,600,000
住 宅 災 害 貸 付	0	0
教 育 貸 付	98	192,000,000
災 害 貸 付	2	2,500,000
医 療 貸 付	3	2,700,000
結 婚 貸 付	22	36,000,000
葬 祭 貸 付	2	3,800,000
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	1	380,000
計	739	2,532,780,000

ウ 住宅事業

地方公共団体が行う教職員住宅の建設事業に対して、共済組合の資金を投融資している。

平成 20 年度末における共済組合の住宅保有戸数は、県立学校分 26 戸である。

エ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 20 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿 泊 等 利 用 人 員 (単位：人)

区 分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿 泊	20,259	8,969	29,228
宿 泊 外	248,872	43,068	291,940
計	269,131	52,037	321,168

2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置され、昭和 47 年 5 月 1 日に公益法人の認可を得て財団法人となったもので、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生、相互扶助、ニューライフ援助金の事業を実施している。

(1) 組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 21 年 3 月 31 日現在の会員数は 47,507 人であった。

役員は、会長、副会長（3 人）、委員（会長及び副会長を含め 9 人）、運営審議会委員（40 人）、及び監事（4 人）の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

(2) 事業概要

事業の財源は、主に会員の掛金（給料の月額×1/100）及び補助金等であり、以下のとおり事業を行った。

ア 福利厚生事業

死亡弔慰金、遺児育英金、人間ドック健診補助事業、体育大会助成事業、生涯設計啓発事業、教育文化事業、選択型医療福祉事業、防災服購入費補助金の給付及び厚生諸費振替費

イ 相互扶助事業

看護補助者雇用費補助金、傷病手当金、介護手当金、選択型厚生事業、結婚祝金、入学祝金、義務教育終了祝金、災害見舞金、身体障害者補装具購入費補助金、療養者見舞事業、長期在会者祝福事業、会員医療費補助金、家族医療費補助金の給付

ウ ニューライフ援助金事業

退会祝金、ライフプラン援助金の給付

エ 貸付事業

住宅資金、一般資金、新規採用者の臨時資金、高額通勤手当資金の貸付事業

3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 21 年 3 月 31 日現在の加入者数は 33,632 人、貯金残高は 122,141,342,135 円であった。

4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和56年2月から実施し、昭和59年6月に財形年金、昭和63年4月に財形住宅を加えた。

平成21年3月31日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 6,395件

財形年金 4,512件

財形住宅 1,267件

第9節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成20年度の研修実績は次のとおりである。

研修名	対象者	人員	期間	日数	研修内容
(1)新規採用者研修 ア 前期 イ 後期	平成20年度採用者 "	84人 83人	4/17, 21, 23 9/8, 17, 24	3日 3日	学校事務職員として必要な導入研修(給与、福利、公務員の在り方など) 学校事務職員として必要な基礎的知識の習得(給与制度など)
(2)中堅者後期研修	平成9・10年度採用者	28人	10/27, 11/10, 18	3日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上(人間関係論、討議研修等)
(3)主査研修 ア 新任 イ 現任	平成20年度昇任者 平成15年度昇任者	18人 29人	5/26, 29, 6/9 6/17, 23	3日 2日	主査として必要な管理指導能力の養成(リーダーの心得、グループワークなど)
(4)事務長研修 新任	平成20年度昇任者	17人	5/12, 19	2日	事務長としての自覚役割及び学校経営参画への企画・遂行能力の養成(学校教育の今日的課題グループワーク等)
(5)特別研修 コンピュータ研修	希望者 " "	31人 89人 23人	6/26 7/9, 10, 10/6, 8 9/9, 11	1日 4日 2日	表計算基礎コース 表計算応用コース(2日間×2回) 表計算発展コース
(6)職場研修	平成20年度採用者	84人	4/1～ 概ね2か月間	20日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修(庶務、旅費、給与、経理、施設、備品管理など)